

被扶養者認定に係る必要書類 チェックリスト

他の公務員共済組合からの異動を理由に扶養認定をする場合

(他の公務員共済組合から、1日も空けずに当支部に加入する場合。任意継続組合員からの加入は対象外。)

必要書類 (SSC入力：府立高校・支援学校・教育庁等、SSCの対象者はSSCで入力すること)

- (2-2)被扶養者認定・取消申告書 (SSC入力)
- (2-5)被扶養者個人番号報告書 (SSC入力)
- (2-13)被扶養者認定に関する申立書(異動者用)
- 【認定対象者が20歳以上60歳未満(かつ組合員が65歳未満)の配偶者の場合】
(2-15)国民年金第3号被保険者関係届及び基礎年金番号が確認できる書類の写し
- 異動前の公務員共済組合の資格喪失証明書(認定対象者全員が記載されたもの)

提出期限の確認

- 【SSC入力対象者の場合】事実発生日から30日以内に入力している。
→入力日が30日を経過した場合、入力日からの認定になります。
- 認定申告書の所属所受理日が、事実発生日から30日以内になっている。
→所属所受理日が30日を経過していた場合、所属所受理日からの認定になります。
- 上記、所属所受理日から30日以内に共済組合に書類が届くように送付している。
→共済組合に書類が到着したのが30日を経過していた場合、到着日からの認定になります。

注意事項

- ☆ 必要書類に不備がある場合、不備が完備するまで手続きは進みません。
- ☆ 状況に応じて個別に追加書類を求める場合があります。

提出先

【通郵便】

大阪府庁別館 教育庁教職員室福利課内
公立学校共済組合大阪支部 資格担当宛

【郵便】 〒540-8571

大阪府中央区大手前2丁目:大阪府庁別館3階
公立学校共済組合大阪支部 資格担当宛

各種様式他 (ホームページに掲載)

公立学校共済組合大阪支部

検索

- 【各種様式】 ・トップページ → 様式集 → 組合員資格関係の様式
- 【扶養認定について】 ・トップページ → 組合員資格・年金の手続き → 被扶養者に関する手続き
・トップページ → 刊行物 → 教職員のための共済のしおり

認定に要する日数

書類が不備なく当支部に到着してから 3～4営業日程度で資格確認書を所属所(学校等)宛に発送
ただし、【4～5月】は繁忙期のため、1～2週間程度のお時間をいただきます。

※通郵便は到着までに日数がかかりますので、お急ぎの場合は郵便(速達等)で送付してください。

【SSC入力対象者】書類が不備なく当支部に到着した日の翌週に、資格確認書を所属所(学校等)宛に発送